

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】総務課・税務係

個人情報ファイルの名称	軽自動車異動申告ファイル	
行政機関等の名称	栄村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務課税務係	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法に基づき、軽自動車税の賦課徴収	
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、障がい情報、車両情報	
記録範囲	軽自動車税の納税義務者	
記録情報の収集方法	軽自動車異動申告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 栄村役場総務課	
	(所在地) 〒389-2792 下水内郡栄村大字北信 3433 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】総務課・税務係

個人情報ファイルの名称	個人村県民税課税台帳システム	
行政機関等の名称	栄村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務課税務係	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法に基づき、個人住民税の賦課徴収	
記録項目	氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、本籍、続柄、婚姻歴、家庭状況、職業、資産状況、収入状況、納税状況、取引状況、公的扶助	
記録範囲	個人住民税の納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、地方税法の規定により給与の支払をする者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 栄村役場総務課	
	(所在地) 〒389-2792 下水内郡栄村大字北信 3433 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】総務課・税務係

個人情報ファイルの名称	固定資産税課税台帳システム	
行政機関等の名称	栄村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務課税務係	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法に基づき、固定資産税の賦課徴収	
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、資産情報、評価額、課税標準額、税額	
記録範囲	固定資産を有する者	
記録情報の収集方法	登記済通知書、申請書、申告書、評価調書、現地確認	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 栄村役場総務課	
	(所在地) 〒389-2792 下水内郡栄村大字北信 3433 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】総務課・税務係

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税課税台帳システム	
行政機関等の名称	栄村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務課税務係	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法に基づき、国民健康保険税の賦課徴収	
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、賦課計算情報、税期別情報、軽減・減免情報	
記録範囲	国民健康保険加入世帯、加入者	
記録情報の収集方法	被保険者からの申請・申告、個人村県民税課税台帳システムから所得情報を参照	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 栄村役場総務課	
	(所在地) 〒389-2792 下水内郡栄村大字北信 3433 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】総務課・税務係

個人情報ファイルの名称	収納管理システム	
行政機関等の名称	栄村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務課税務係	
個人情報ファイルの利用目的	村税及び各種使用料の納付及び還付・充当に関する事務に伴う、納税義務者等の情報管理	
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、課税額、納税額、納付日、個人番号、口座情報、延滞金額、使用料調定額・納付額、未納・滞納額	
記録範囲	村内外居住者、村内不動産及び償却資産所有者、村内外に事業所を有する事業者	
記録情報の収集方法	本人、役場各部署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 栄村役場総務課	
	(所在地) 〒389-2792 下水内郡栄村大字北信 3433 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】総務課・税務係

個人情報ファイルの名称	納税相談システム	
行政機関等の名称	栄村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務課税務係	
個人情報ファイルの利用目的	申告及び個人村県民税課税事務	
記録項目	個人番号、氏名、生年月日、性別、年齢、住所、収入、所得、控除、勤務先情報、扶養情報、寡婦情報、障がい情報	
記録範囲	個人村県民税の納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、確定申告書、村県民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 栄村役場総務課	
	(所在地) 〒389-2792 下水内郡栄村大字北信 3433 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】総務課・税務係

個人情報ファイルの名称	法定調書（給与支払報告書、公的年金支払報告書等）	
行政機関等の名称	栄村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務課税務係	
個人情報ファイルの利用目的	個人村県民税の賦課、調査、減免、証明	
記録項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、障がい状況、家族状況、親族関係、婚姻歴、職業、収入状況、課税状況	
記録範囲	毎年1月1日現在、栄村に住所を有する者	
記録情報の収集方法	本人、日本年金機構、税務署、他の市町村、給与所得に係る源泉徴収義務のある者、共済組合	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	有（関係所管課、税務署、他の市町村関係所管課）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）栄村役場総務課	
	（所在地）〒389-2792 下水内郡栄村大字北信 3433 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年2月1日